

タクシー運賃表

1. 距離制運賃

区 分		初乗運賃 最初の 1.2 km	加算運賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗用定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)を除く。	830円	183メートルまで 増すごとに120円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員7名以上のもの。	770円	184メートルまで 増すごとに120円
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。) 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。	640円	253メートルまで 増すごとに100円

2. 時間距離併用運賃

車種別	運賃
特定大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について 1分10秒について120円の割合
大型車	時速10キロメートル以下の走行時間について 1分10秒について120円の割合
普通車	時速10キロメートル以下の走行時間について 1分35秒について100円の割合

3. 時間制運賃

車種別	運賃
特定大型車	最初の30分まで5,300円 以後30分ごとに5,300円
大型車	最初の30分まで5,250円 以後30分ごとに5,250円
普通車	最初の30分まで3,750円 以後30分ごとに3,750円

4. 料 金

(1) 待料金

特定大型車 = 1分10秒について120円の割合 大型車 = 1分10秒について120円の割合
普通車 = 1分35秒について100円の割合

(2) 迎車回送料金 1車1回ごとに200円

5. 運賃の割増

(1) 深夜早朝割増 22時から翌日5時まで 2割増

(2) 冬期割増 飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡、上水内郡信濃町・飯綱町、北安曇郡小谷村・白馬村・大町市(旧美麻村のみ)の地域 ただし、当該地域を走行する自動車に限る。
12月24日から3月5日まで 2割増

(3) 寝台割増 2割増

6. 運賃の割引

(1) 身体障害者・知的障害者割引 1割引

(2) 遠距離割引 距離制運賃で9,000円を超える額について 1割引

(3) 運転免許返納者割引 1割引

(4) 観光ガイド割引 別紙

(5) 高齢者割引 満75歳以上の利用者に対し 1割引